

## 第4回都区財政調整協議会 協議内容

日時:令和2年1月20日(月) 16:23~16:35

会場:区政会館19階192会議室

出席者

都側:佐藤行政部長

区側:鈴木目黒区副区長(会長)、田中港区副区長(副会長)、佐藤荒川区副区長(副会長)、寺田新宿区副区長、柳澤渋谷区副区長、宇賀神杉並区副区長、内田北区副区長、志賀特別区長会事務局長、入澤特別区長会事務局次長(司会)

### 1 開会

(司会)

ただ今から、令和元年度第4回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局西山総務部長、財務局山田主計部長、区側委員のうち、葛飾区箕副区長が欠席でございます。

それでは、協議に入らせていただきます。

意見等がありましたらお願いいたします。

### 2 追加提案事項説明

(都側委員)

それでは、私から東京都の追加提案事項について、説明をさせていただきます。

内容については、先般、区長会の要請を受け、都としての回答をお伝えしたところでありましたが、改めて、東京都からの提案として説明をするものでございます。

配付資料、「令和2年度都区財政調整 東京都追加提案について」を御覧ください。

まず、配分割合の変更ですが、特別区への配分割合を、現行の55%から55.1%に変更するものでございます。

その主旨としては、都区財政調整は、23区全体の基準財政需要と基準財政収入の差を交付する財源保障制度であり、都区間の配分割合は、中期的に安定的なものを定める必要がありますが、特別区からの要請と児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応を行うものでございます。

次に、配分割合の今後の取扱いについてですが、令和4年度に行う令和5年度の財調協議において、今回の特例的対応による0.1%分も含めて、配分割合のあり方を議論することといたします。

調整率を55.1%とした場合のフレームは、下に「参考」として記載してございますが、交

付金総額で約 18 億円、内訳としては、普通交付金が約 17 億円、特別交付金が約 1 億円の増となります。

なお、当該フレームの増額については、財調上、その他諸費に計上することといたします。東京都からの追加提案事項について、私からの説明は以上でございます。

(区側委員)

ただいま都側から御提案のありました、特別区が児童相談所を設置することに伴う配分割合の見直しについて、区側の意見を申し上げます。

これまでの協議において、区側からは配分割合を見直すべき根拠や考え方について再三申し上げてまいりましたが、都区の考え方の隔たりは大きく、前回、協議を中断せざるを得ませんでした。

区側としては、来年度から 3 区が児童相談所設置市となり、都から事務を受け継ぐことから、都区財政調整において、所要経費を基準財政需要額に算定し、合わせてそれに見合う財源を配分割合の引上げによって確保することが、当然の対応であると考えております。

また、財調制度は、新たな需要が発生する場合、その時点で見込まれる所要額において、合理的かつ妥当な水準として需要を算定するものであり、その規模に応じ、配分割合を順次見直すことは当然であると考えております。

ただいま都側から示された案は、0.1%という割合が、来年度に特別区において新たに発生する需要に見合ったものではないなど、その規模や考え方も区側の主張とは依然として大きなかい離があるものとなっております。

しかしながら、区長会において議論を重ねた結果、その規模や考え方も、区側の主張とはかい離があるものの、都側が、配分割合の変更に踏み込んだことや、来年度開設する 3 区の平年度ベースの実績が出る令和 4 年度に、改めて協議を行う考え方を示したことを、都のぎりぎりの判断として受け入れ、協議を再開するよう指示がありました。

そこで、都と区の考え方にかい離はあるものの、今後の協議において解決を図ることとし、今回は、特例的な対応として配分割合を令和 2 年度から 55.1%とすること、また、配分割合のあり方について、令和 4 年度に改めて協議することです承したいと思っております。

(司会)

その他に意見がありましたらお願いいたします。

### 3 区側総括意見

(司会)

他に意見がないようですので、それでは、区側総括意見をお願いいたします。

(区側委員)

本日の協議を踏まえて、区側の総括意見を申し上げたいと思います。

前回も申し上げましたが、今回の協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化による影響が表出し、2,000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、都区を取り巻く財政環境が非常に厳しい中での協議となりました。

このような厳しい状況の中、協議をとりまとめることができたのは、これまで培ってきた都区の信頼関係のもと、議論を尽くしてきたからであると考えております。

今回の協議は、特別区における児童相談所の設置を踏まえ、都区間の財源配分を見直すという、非常に重要な協議であったと認識しております。

都区の考え方には大きな隔たりがあり、協議を一時中断せざるを得ませんでした。一致点を見出すべくぎりぎりの協議を行い、双方の歩み寄りもあって、一応のとりまとめを行うことができました。

依然として協議すべき課題が残されておりますが、課題の整理については、今後の協議において行うこととし、令和2年度当初フレームにおける都区間の財源配分に関する事項については、本日の協議結果により整理することとしたいと思っております。

次に、特別区相互間の財政調整に関する事項についてですが、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、都区であるべき需要の認識が一致せず、引き続きの課題となった項目もありました。

区側としては、今後も財源状況を勘案しながら、自主自律的な調整を図った上で、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案してまいりたいと考えておりますので、前向きな対応をよろしくお願いいたします。

また、都区財政調整上の諸課題について、減収補填対策については、都区双方で国の検討状況を注視することとなりましたが、特別交付金、都市計画交付金については、今回も都側から前向きな見解や、明確な回答が示されず、踏み込んだ議論とはなりません。

特に、都市計画交付金については、区側から、都市計画事業の実態検証を行うための情報提供について求めたにもかかわらず、理由を示すこともなく、検証は必要ないとの発言があったことは非常に残念です。来年度の協議では、是非、前向きに対応していただくようお願いいたします。

以上、残された課題はありますが、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待しまして、令和2年度当初フレームにおける特別区相互間の財政調整に関する事項及び、令和元年度再調整の取扱いについても、幹事会が取りまとめた内容で整理することを改めて了承したいと思います。

#### 4 都側総括意見

(司会)

続きまして、都側総括意見をお願いいたします。

(都側委員)

東京都の総括意見を申し上げます。

ただ今、区側から、令和2年度フレームについて御了承をいただきましたが、東京都としても、改めて、了承をいたします。

今年度の財調協議では、都区間の配分割合をめぐり大変厳しい協議となったところですが、本日、都区の協議で合意にいたったことは、これまで都区で培ってきた信頼関係と、都区双方の真摯な議論の成果であると考えております。

前回の協議でも申し上げましたが、国の不合理な税制改正の見直しで、来年度は大幅な財調財源の減収が見込まれますが、それでも特別区財政調整交付金は引き続き1兆円の大台を超える見込みです。

国や他自治体からの「東京一人勝ち論」はますます大きくなり、都区を取り巻く環境は一層、厳しくなる状況が予想されますが、こうした時こそ、都区双方が様々な観点から十分に議論を行いながら、財調制度の適正な運用に努めていく必要があると考えております。

先ほども申し上げましたが、都区財政調整は、23区全体の基準財政需要と基準財政収入の差を交付する財源保障制度であり、都区間の配分割合は中期的に安定的なものを定める必要があります。

しかしながら、今回、特別区からの要請と児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応として、特別区の配分割合を0.1%増やすという追加提案をし、了承をいただきました。

今回の特例的な対応により変更した分を含め、令和4年度に行う協議で、配分割合のあり方について改めて議論をすることとなります。

今後とも、都区の信頼関係に基づき、真摯に協議を行ってまいりたいと考えております。区側の皆さまの御理解と御協力をお願いして、東京都の総括意見とさせていただきます。

(司会)

それでは、本日の協議を踏まえて、協議結果を整理することとしたいと思います。

お手元の「都区財政調整協議のまとめ(案)」となっている資料を御覧ください。

これまでの幹事会での検討状況と本日の協議内容をとりまとめたものとなっておりますので、この内容で協議結果としてとりまとめたいと思います。

また、本日はお配りしておりませんが、前回の協議会に提出された「令和元年度都区財

政調整協議会幹事会協議内容」についても、併せて協議結果として整理したいと考えております。

御異議なければ、以上の取り扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで第4回都区財政調整協議会を終了いたします。

※上記は都側で記録したものである。